

城山公園再整備事業推進支援業務委託に係る事業者選定

公募型プロポーザル 実施要領

令和4年6月

小山市 都市整備部 まちづくり推進課

## 1. 事業名

城山公園再整備事業推進支援業務委託(以下、「本事業」とする)

## 2. プロポーザル実施の目的

小山市は現在、「(仮称)城山公園フラワーパーク整備事業基本計画」に基づき実施する城山公園再整備事業と併せて、公園の魅力・市民サービスの向上と小山市の負担軽減を図ることを目的とし、小山市が公募により選定し、基本協定を締結した株式会社 Backpackers' Japan(バックパッカーズジャパン。以下「民間事業者」と)と公園活用事業の実施に向けた協議調整を進めている。

本事業は、城山公園再整備事業により小山市が新たに設置する公園施設のうち、案内サイン、休養施設のデザインを検討するほか、小山市が民間事業者と締結する実施協定書を作成するものである。

公園施設のデザイン検討にあたっては、城山公園が史跡であることに配慮しつつ、民間事業者が設置・運営する便益施設(カフェ)と調和するほか、公園活用コンセプトと調和するデザインとする必要があり、デザイン力が求められる。加えて、小山市と民間事業者で締結する実施協定は、双方の意向を十分に反映し、公園活用事業が円滑に行える内容とする必要があることから、実績を踏まえた公園活用事業に関する専門的知識・企画提案力が求められる。

そのため、公平性及び透明性を持った公募型プロポーザル方式により、本事業に最適な事業者を選定することを目的とする。

## 3. 事業の概要

別紙「業務委託仕様書」による

## 4. 履行期間

契約締結した日から令和 5(2023)年 3 月 28 日(火)まで

## 5. 委託上限額

5,000,000 円(消費税及び地方消費税を含む)

## 6. 契約に関する基本事項

選定された優先交渉権者(グループ参加の場合は代表事業者)と、契約条件等について協議の上、本事業に係る契約を締結する

## 7. 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、以下の要件をすべて満たしている者とする。

- ①法人格を有する事業者であること。単独の事業者の他、複数の事業者により構成されたグループで参加することができる。なお、グループで参加する場合は、グループを代表する事業者を定めること。
- ②公告日現在において、参加事業者(グループ参加の場合は代表事業者)が小山市物品購入等入札参加有資格者であること。
- ③過去 5 年間に於いて、都市公園等の施設デザイン設計、および民間事業者による公園活用事業に

関する計画・指針・協定等の策定支援業務または類似業務を完了した実績があること。なお、グループ参加の場合は、グループを構成するいずれかの事業者に前述の実績があること。

- ④地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 規定に該当しないこと。
- ⑤小山市建設工事請負業者指名停止基準による指名停止を受けていないこと。
- ⑥暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 項に掲げる暴力団、又は参加事業者の役員が、同条第 6 号に掲げる暴力団員である事業者及びそれらの利益となる活動を行う事業者でないこと。
- ⑦会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条第 1 項に基づく再生手続開始の申立又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条第 1 項に基づく再生手続開始の申立ての手続きをしている事業者でないこと。

## 8. 公募及び選定のスケジュール

### (1)実施要領等の公表

■令和 4(2022)年6月 27日(月)

・本市のホームページにて公表する。

[小山市ホームページ <https://www.city.oyama.tochigi.jp/>]

### (2)質問書の受付

■令和 4(2022)年6月27日(月)～令和 4(2022)年7月6日(水)午後 5 時まで

・質問書(様式 1)により作成の上、電子メールで提出すること。

### (3)質問に対する回答

■令和 4(2022)年7月8日(金)午後5時まで

・本市のホームページにて公表する。

### (4)提出書類の受付

■令和 4(2022)年7月8日(金)～令和 4(2022)年7月21日(木)午後 5 時必着

・「9.提出書類及び作成要領」に記載の書式により作成し、事前に電話連絡の上、持参(土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前 9 時～午後 5 時まで)または郵送(書留郵便または特定記録郵便に限る)により提出すること。

### (5)審査の実施

■令和 4(2022)年7月下旬 予定

### (6)審査結果の公表

■令和 4(2022)年8月上旬 予定

・本市のホームページにて公表すると同時に、参加事業者(グループ参加の場合は代表事業者)に書面により通知する。なお、審査内容に係る質問や異議は、一切受け付けない。

### (7)契約の締結

■令和 4(2022)年8月下旬 予定

## 9. 提出書類及び作成要領

本プロポーザルに参加しようとする者は、以下の書類をすべて提出すること。(様式)〈部数〉

- ①・(様式2)参加表明書 <原本1部>
- ②事業者に関する書類 <原本1部>

- ・(様式3-1)事業者概要 ※グループ参加の場合は事業者ごとに1部ずつ作成すること
- ・(様式3-2)業務実績 ※グループ参加の場合は事業者ごとに1部ずつ作成すること
- ③企画提案書 <原本1部・副本7部>
  - ・(様式4-1)案内サインのデザイン案
  - ・(様式4-2)休養施設(ベンチ)のデザイン案
  - ・(様式4-3)案内サイン、休養施設の配置案
  - ・(様式4-4)実施協定(案)保留条項の案、案のポイント説明
- ④・(任意様式)参考見積書 <原本1部> ※グループ参加の場合は代表事業者名で作成すること
- ⑤・(様式5)参加辞退届 <原本1部> ※参加表明書提出後、参加を辞退する場合のみ

## 10. 審査

### (1) 審査方法

本審査は、事務局による事前審査、審査委員会による企画提案審査を実施する。

#### ◎審査の流れ

1. 事前審査(事務局)
  - ↓合格
2. 企画提案審査(審査委員会)
  - ↓最も高い評価点
  - 優先交渉権者の決定

### (2) 評価基準

審査における評価基準、配点は下表のとおりとする。

書類	様式	評価項目	配点
(1) 事業者 に関する 書類	(様式3-1)事業者概要 (様式3-2)業務実績	参加資格	—
(2) 企画 提案書	(様式4-1)案内サインのデザイン案	基本設計への適合、公園活用事業への適合	30
	(様式4-2)休養施設(ベンチ)のデザイン案	基本設計への適合、公園活用事業への適合	30
	(様式4-3)案内サイン、休養施設の配置案	配置案の妥当性	15
	(様式4-4)実施協定(案)保留条項の案、案のポイント説明	官民連携意識、資料作成能力	25
(3) 参考 見積書	(任意様式)参考見積書	コストの妥当性	—

### (3) 審査評価及び事業者選定

審査委員会各委員による評価の平均を評価点とし、最も評価点が高い提案を行った事業者を優先交渉権者として選定する。(※最も高い評価点で同点の事業者が複数いる場合は、その事業者の中から優先交渉権者を審査委員会で1者選定するものとする。)

なお、選定された優先交渉権者が契約締結までに参加資格を失った場合、または辞退した場合は、企画提案審査で次点である事業者を優先交渉権者に選定する。

### (4) 最低基準点

審査委員会で評価された評価点について、60点を最低基準点とし、最低基準点を満たさない提案者は原則選定しない。

### (5) 事業者選定の見送り

以下の場合、事業者の選定を見送ることとする。

- ① 事前審査ですべての参加事業者が参加資格を満たさないと判断された場合。
- ② 企画提案審査ですべての参加事業者が最低基準点を満たさない場合。

## 11. 提案にあたっての留意事項

### (1) 提出書類に関する事項等

- ① 使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に定める単位とする。
- ② 提出書類は返却しない。
- ③ 提出後の記載内容の追加、修正、及び再提出はできないものとする。
- ④ グループ参加の場合、企画提案書の「事業者名」には代表事業者名を記載すること。
- ⑤ 公正公平な審査を行うため、副本には参加事業者の特定ができるような記載(社名、ロゴマーク等)をしないこと。
- ⑥ 提出書類は、本プロポーザルの選定以外に使用しない。ただし、小山市情報公開条例(昭和62年3月12日条例第1号)に基づく公文書の公開請求の対象の情報となることを留意すること。
- ⑦ 提出書類に含まれる第三者の著作権の公表などの使用に関しては、参加事業者が第三者に承諾を得ておくものとする。

### (2) 失格条項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ① 7.に定める参加資格を満たしていない場合。
- ② 提出方法、提出場所、提出期限等に合致しないとき。
- ③ 指定する様式及び記載上の留意事項に示された条件に合致しないとき。
- ④ 虚偽の内容が記載されているもの。
- ⑤ その他、本市が不適格と認めたもの。

### (3) その他

- ① 参加事業者が提出した書類の著作権は作成者に帰属する。なお、本市は、選定結果を公表する場合その他必要と認めるときは、提出書類の全部または一部を無償で使用できるものとする。
- ② 提出書類の内容について審査の過程で疑義が生じた場合は、後日、必要に応じて本市から

疑義事項の照会を行う。

- ③参加に関して必要となる費用は、参加事業者の負担とする。
- ④公正なプロポーザルが確保できないと思われる場合は、審査を中止することがある。
- ⑤参加事業者が1者であっても、審査を実施する。
- ⑥契約締結までの間、参加の辞退は自由であり、辞退の以後、事業者が不利益な扱いを受けることはない。なお、参加を辞退する場合には、参加辞退届(様式5)<原本1部>を提出するものとする。
- ⑦この要領に定めるものの他、必要な事項は本市が別に定める。

## 12. 問い合わせ先、質問書及び提出書類提出先

〒323-8686 栃木県小山市中央町1丁目1番1号 庁舎4階

小山市 都市整備部 まちづくり推進課 まちなか再生推進係

電話 0285-22-9357 FAX 0285-22-9685

電子メール:d-machidukuri\*city.oyama.tochigi.jp

セキュリティ上の都合により、\*表記としています。\*をアットマークに読み替えてください。